

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所に係る評価の考え方について

大阪府環境農林水産部
令和 6 年 4 月 1 日

1. 趣旨

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所（以下「法人」という。）にかかる業務実績の評価は、「大阪府における地方独立行政法人評価委員会の運営及び知事の評価等に関する基本的な考え方（公立大学以外の法人）」（平成30年4月1日施行令和元年7月2日改正）を踏まえ、以下に示した基本方針及び評価方法等に基づき実施する。

2. 評価の基本方針

- (1) 評価の目的は、年度計画及び中期計画（以下、「計画」という。）の進捗状況等を評価し、組織・業務等に関する改善すべき点等を明らかにすることにより、法人運営の質的向上及び法人の調査研究力等の向上に資することとする。
- (2) 評価は、府民への説明責任を果たす観点から、中期目標の達成に向けた法人の取組状況等について、府民サービス向上の視点を踏まえて分かりやすく示すこととする。
- (3) 「豊かな環境の保全・創造」、「農林水産業の振興と安全で豊かな食の創造」に向けた多様な取組に対して技術的に支援する公設試験研究機関としての特性に配慮した評価を行うこととする。

3. 評価方法

- (1) 評価は、年度評価、中期目標期間見込評価及び中期目標期間終了時の評価について「項目別評価」と「全体評価」により知事が行う。
- (2) 「項目別評価」は、法人が行った自己評価をもとに行う。
 - ① 年度評価の「項目別評価」
年度計画の記載事項ごとに以下のとおり行う。
 - ・法人：細目評価及び小項目評価
 - ・知事：小項目評価及び大項目評価
 - ② 中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価の「項目別評価」
中期計画の記載事項ごとに以下のとおり行う。
 - ・法人：小項目評価
 - ・知事：小項目評価及び大項目評価
- (3) 「全体評価」は、「項目別評価」の結果等を踏まえつつ、計画の全体的な進捗状況について、総合的に評価する。
- (4) 知事は、中期目標期間見込評価を行うにあたり、評価委員会の意見を聴かなければならない。また、年度評価及び中期目標期間終了時の評価を行うにあたり、必要に応じて評価委員会の意見を聴くことができる。

4. 「項目別評価」の具体的方法

「項目別評価」は、(1) 法人による自己評価、(2) 知事による小項目評価、(3) 知事による大項目評価の手順で行う。

(1) 法人による自己評価

- ① 法人は、計画の小項目（内容によっては複数の小項目）ごとの進捗状況について、Ⅰ～Ⅴの5段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。なお、年度評価については、別紙「細目評価基準」に基づいて行う細目評価を踏まえて小項目評価を行う。
- ② 業務実績報告書には、自己評価及びその判断理由（実施状況等）のほか、特記事項として、特筆すべき取り組み、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題などを自由に記載する。
- ③ 自己評価の区分は次のとおりとする。
Ⅴ・・・計画を大幅に上回って実施している。

(客観的に高く評価された成果がある場合)

- Ⅳ・・・計画を上回って実施している。
- Ⅲ・・・計画を順調に実施している。
- Ⅱ・・・計画を十分に実施できていない。
- Ⅰ・・・計画を大幅に下回っている。

④ 調査研究の自己評価は、法人が実施する外部評価の結果を踏まえて総合的に行う。

(2) 知事による小項目評価

- ① 知事は、法人の目標設定の妥当性及び自己評価などを総合的に検証し、計画の小項目ごとの進捗状況について、Ⅰ～Ⅴの5段階による評価を行う。
- ② 評価の区分は次のとおりとする。
- Ⅴ・・・計画を大幅に上回って実施している。(特に認める場合)
 - Ⅳ・・・計画を上回って実施している。
 - Ⅲ・・・計画を順調に実施している。
 - Ⅱ・・・計画を十分に実施できていない。
 - Ⅰ・・・計画を大幅に下回っている。
- ③ 知事が評価を行うときは、その判断理由等を示す。また、必要に応じて、特筆すべき点等についてコメントを付す。

(3) 知事による大項目評価

- ① 知事は、小項目評価の結果、特記事項の記載内容などを総合的に考慮し、大項目ごとの進捗状況について、S・A～Dの5段階による評価を行う。
- ② 評価の区分は次のとおりとする。

S	特筆すべき進捗状況	知事が特に認める場合
A	計画どおり	すべての小項目がⅢ～Ⅴの場合
B	おおむね計画どおり	計画未達成の小項目があるものの、法人の達成に向けた取組状況は評価できる又は未達成につきやむを得ない事情が認められる場合
C	計画を十分に実施できていない	計画未達成の小項目があり、法人の取組み状況が不十分である場合
D	重大な改善事項あり	計画未達成の小項目があり、法人への改善勧告を要する場合等

5. 「全体評価」の具体的方法

- (1) 知事は、「項目別評価」の結果を踏まえ、年度評価を行う際は、計画の全体的な進捗状況について、中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価を行う際は、当該中期目標期間における業務実績全体について、記述式による評価を行う。
- (2) 「全体評価」においては、法人運営における自律性・機動性の発揮などに関する取り組みも積極的に評価することとする。

6. その他

評価方法は、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ、必要に応じて見直すこととする。